

瑞浪市市民まちづくり会議 取組評価シート

記入例

【評価対象取り組み名】

自治会加入の促進

【担当課】 市民協働課

		担当課 自己評価	委員評価			
1	◎取組推進方針 【内容／スケジュール／方向性】 取り組み内容について、目的達成、課題を解消していくことができそうか。	4	3	5. 目的が達成できる。課題が解消できる。発展性がある。(81～100%) 4. 目的を達成することが可能だと考えられる。課題解消の期待がもてる。最大限の取り組みだと考えられる(61～80%) 3. 目的達成、課題解消をするためには、一部改善を加えたほうがよい(41～60%) 2. 目的を達成するためには、不足している部分がある(21～40%) 1. 目的の達成が困難だと思われる。効果があまり期待できない(0～20%)		
2	◎取組状況など 【取り組んだ内容／実績】 取り組んだ内容及び実績について、目的が達成できたか。	4	2	5. 目的が達成されている。課題が解消できている。発展している。(81～100%) 4. 目的を達成するため、このまま継続して取り組むべき(61～80%) 3. 目的を達成するため、一部改善を加えて取組を継続すべき(41～60%) 2. 目的を達成するため、不足している部分を追加して継続すべき(21～40%) 1. 効果があまり期待できない。別の新しい取り組みを検討すべき。(0～20%)		
3		市民の役割、市民ができること		行政の役割、行政がやるべきこと		
	◎改善点、不足する部分など、見直すべきところがあれば、具体的に挙げてください。 ※「2. 取組状況など」の設問に対する評価で1～3を選択された場合、特にご記入ください。	・ 住みよい暮らしを実現するため、自治会においても未加入世帯に勧誘に行くことなど検討するとよいと思った。 ・ まちづくり推進組織との連携を強化する中で、未加入世帯の方に自治会への興味を持たせる工夫が必要だと思う。		・ 法的に自治会加入を強制できないとのことであったが、転入手続き時にペーパーで案内するのみだけでは不足とを感じる。もうひと工夫欲しい。		
	新しい取り組みの提案などがある場合、アイデアをご記入ください。	・ 自治会加入率アップのため、外国人の加入に向けた取り組みを検討したらよいと思う。				
4	5つの基本原則のうち特に該当する項目(3.満足・2.可・1.不満)		5	自由意見 コメント	・ 市がもっと積極的に取り組まなければならないと思う。 ・ 市だけではなく、市民も自覚をもって各地区の自治会で取り組むべきだと思った。 ・ 協働の原則について、市民の役割が不明確だと思う。	
		担当課				委員
	市民主役の原則	○				2
	市民参加の原則	○				2
	協働の原則	○				1
	情報共有の原則					
	効率性の原則					

全体評価

5. 目標が十分に達成され大いに評価ができる 4. 目標達成に向けた取組ができている 3. 一部見直しが必要 2. 全体的な見直しが必要 1. 取組としての掲載不要

瑞浪市市民まちづくり会議 取組評価の評価基準

	評価する項目	評価判断をする内容（逐条解説抜粋）	評価する視点・ポイント	備考
1	取組推進方針		■担当課では「現況評価及び今後の方向性」の項目記載事項を中心に取り組んでいます。	・評価対象として取り上げている取り組みに対する評価をしてください。（目標設定値などについては、すでに別の計画や審議会等で定められており、今回の取組評価の対象ではないものがあります。）
2	取組状況など		■取組推進方針で掲げた取組内容が着実に実施されているか。 ■取組の効果があつたと認められるか。	
3	改善点、不足する部分など、見直すべきところがあれば、具体的に挙げてください。		■市民と行政それぞれの役割で考えてください。（片方のみしか該当がないと思われる場合は片方のみの記入としてください。）	
	新しい取組の提案など		■目的を達成するために、他の取組提案など具体的なアイデアがある場合は記入をしてください。	・不足している点があつたり、改善が必要だと評価されたことについては、具体的な改善策などをコメントしてください。
4	5つの基本原則に則っているか			
	①市民主役の原則	まちづくりは、市民一人ひとりが主役であることを自覚し行動する必要があります。	■市民一人ひとりが主役となって、まちづくりを進められる内容となっているか。 ■市民の自覚を促す内容となっているか。 ■市民がまちづくりへの興味・関心がもてる内容となっているか。	審査をしていただく取り組みは、5つの基本原則すべてにあてはまるものばかりではありません。中には2項目だけに該当し、残りの3項目は該当しない（評価の対象としない）取り組みもあります。原課の自己評価を参考に、該当する基本原則の項目についてのみ評価をしてください。
	②市民参加の原則	まちづくりは、市民が市政やまちづくりに積極的に参加できる環境を整える必要があります。市は、市民参加が保障されるよう制度整備を行います。また、自治会やまちづくり推進組織、諸団体においても市民が参加しやすいよう、開かれた組織とし民主的な運営を行います。	■市民に開かれた内容となっているか。 ■市民の参加が可能な内容となっているか。 ■子ども及び若者の参加に配慮がされているか。	
	③協働の原則	まちづくりは、市民、議会及び行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら対等な立場のもと連携及び協力してまちづくりを進める必要があります。	■対等な立場で連携及び協力したまちづくりが図られているか。 ■市民同士の協働のまちづくりが図られているか。 ■市民と行政の協働が図られているか。 ■市民と議会の協働が図られているか。	
	④情報共有の原則	市民が市政に参加し、協働のまちづくりを進めるためには、議会や行政の持っている情報を適切な時期に、正確に、わかりやすく提供する必要があります。市民も自分たちが持っている地域の情報を積極的に提供し、様々な活動が互いに有効に機能することに努める必要があります。市民、議会及び行政がそれぞれの情報を共有するという原則を定めています。	■市民、議会及び行政で情報共有が図られているか。 ■情報発信に配慮がされているか。 ■市民が情報を得ることができるか。	
	⑤効率性の原則	まちづくりを担う人々が心がけることとして、限りある資源を有効活用し、事業が効率的かつ効果的に行われる必要があります。	■効率的に行われる内容となっているか。 ■類似事業の重複などムリ・ムラ・ムダがない（少ない）。 ■事業の見直し、組織の見直しがされているか。 ■人材育成ができていて、または人材育成の配慮がされているか。	
5	自由意見・コメント		（例）〇〇〇〇について改善をしたらよくなると思う。 （例）取り組みが広く市民に浸透してきていると感じている。	感想、提案などどんなことでも結構です。特にない場合は空欄のままでかまいません。